

COVID-19 感染症発生時における診療継続計画

中江歯科クリニック

本計画は中江歯科クリニック「COVID-19 感染症に関する院内対策会議」により令和2年4月22日に作成されたものである。

I 基本方針（未発生期からの対応）

1. COVID-19 感染症発生時の診療継続計画方針

COVID-19 感染症の海外発生期及び地域未発生期、地域発生早期においても、COVID-19 感染症等の患者が当院にも受診する可能性があることを認識する。

また、地域医療を担う当院の役割を踏まえ、地域住民が安心して治療を受けられる体制を確保し、診療を継続するために本診療継続計画を作成し、必要な対策を実施する。

流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会・歯科医師会からの要請をもとに適宜本計画を変更する。

なお、診療に従事する当院職員の安全と健康に十分配慮する。

2. COVID-19 感染症に関する院内対策会議の設置

【議長（院長）・副議長（1名）・他2名】

3. 意志決定体制

○COVID-19 感染症の発生時における診療体制及びその縮小等については、対策会議で検討し議長である院長が決定する。

○院長が事故などで不在のときは、副議長がその代理を務める。

○意志決定に必要な最新の情報については、市町村、医師会・歯科医師会からの通知などを参考にする。

○入手した情報は速やかに職員に周知する。

4. 診療計画（COVID-19 感染症発生時の縮小・休止業務、重要業務の継続方針）

○感染期の分類

I期：登米市内に COVID-19 患者（確定者）が確認されていない又は、市中感染が収束している。

II期：登米市内で COVID-19 患者（確定者）が確認され、市中感染が疑われる。

III期：登米市内で COVID-19 が市中感染。

IV期：スタンダードプリコーションの維持が不可、医療資源の欠乏（人材も含めて）。

※感染期の判断は COVID-19 感染等に関する院内対策会議を行い、院長が決定する。

・ COVID-19 患者（確定者）の歯科治療は、行政の指示により可能な範囲で行う。

・ COVID-19 濃厚接触者への治療は訪問診療で行い（医院内へ立ち入り禁止）、III期に準ずる。

・ COVID-19 感染の疑いがある患者の治療は、III期に準ずる。患者の条件は、院長が明示し、判断は診療責任者が行う。

○歯科治療

I期：通常診療

◇以降の診療に備えて医療資源の確保を行う

II期：エアロゾルが発生する診療の制限

◇スケーリング・SRP時の超音波使用を中止

◇タービン・5倍速エンジンの使用を制限

午前、午後の診療の最後にPPEが可能な体制で行う

◇ラバーダム不可でのマイクロ治療の中止

◇定期検診の延期、SPTの制限

III期：全体の治療の制限

◇緊急性のトリアージを行い可能な範囲で行う（PPEが維持できなければ行わない）

IV期：診療の中止（休診）

○外科治療

II期はIII期に準ずる

5. 地域感染期における対応可能な職員リスト作成（省略）

6. 院内職員連絡網の作成（省略）

7. 感染対策用品等のリスト作成（省略）

8. 感染対策

○COVID-19感染対策を踏まえ、院内感染対策マニュアルを見直す。

○患者と職員の安全確保のため、COVID-19感染症に対する知識、個人防護具の正しい使用方法等の研修を行う。

II 海外発生期および地域(登米市)発生期の対応

1. 診療体制

○当院の診療体制をホームページ、院内掲示物等で地域住民に周知する。

○院内感染防止のため、受診者・利用者の時間的・空間的分離対策について検討し、職員に周知するとともに、当院での受診の流れなど来院者向けにわかりやすく院内の入り口に掲示する。

2. COVID-19感染症が疑われる患者への対応

(1) 外来等での対応

○COVID-19感染症が疑われる患者から問い合わせがあった場合、帰国者・接触者相談センター（電話 **022-211-3883**）を紹介する。

○受付で帰国者・接触者外来を受診すべき患者だと判断した場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう伝える。

○COVID-19に感染している可能性が高いと考えられる患者を診療した場合は登米保健所に連絡し、追加の確定検査の要否について確認する。

○COVID-19に感染している可能性が高いと考えられる患者は、可能な範囲で車内か別室にて他の患者と接しない状況下で待機させる。

(2) 慢性疾患患者への対応準備

慢性疾患患者をリストアップし、従来通りの頻度で診療すべき患者、地域感染期において受け入れ能力を調整する必要がある際に診療間隔を延期できる患者に区別する。

III 地域感染期の対応

1. COVID-19 感染患者への対応

○基本方針の治療計画に準ずる

2. 定期通院患者への医療提供の確定

①慢性疾患患者の地域感染期における診療

○病状が安定している患者は、診療継続のため診療頻度や回数を調整する。

○在宅診療継続のための訪問頻度や回数を調整する。

○在宅診療について連携している医療機関と往診患者のリストを共有し、地域における在宅診療の継続に努める。

○ファクシミリ処方を開始する。

②その他

○基本方針の診療計画に準ずる。

3. 職員への対応（地域感染期に入った場合）

(1) 職員への健康管理と安全確保

○職員への感染予防のため、必要に応じ个人防护具を適切に使用する。

○手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。

○職員等が COVID-19 に感染したと疑われる場合は、速やかに院長に連絡する。（原則として職員本人が感染したと疑われる場合は、院長の判断で休ませる。）

○特定接種開始後速やかに、対象職員にワクチン接種を行う。

(2) 職員体制の見直し

○診療所の機能維持のために、職員の児の学校の臨時休校・要看護者発生時等の職員欠勤時対応について逐一検討する。

○地域発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて感染期Ⅰ～Ⅲ期について検討し、当院の職員体制を見直す。